一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１０月２９日

大津市長　　佐藤　健司

１　競争入札に付する事項

(1)　委託業務名　大津市立小中学校の不用薬品の収集運搬及び処分業務

(2)　委託場所　　大津市南小松　ほか

(3)　委託期間　　契約締結日から令和９年２月２８日まで

(4)　業務概要　　仕様書のとおり

２　競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)　施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3)　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(4)　大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(5)　本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ｱ)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア　資本関係

㈠　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

㈢　㈠又は㈡と同視しうる関係にあると認められる場合

イ　人的関係

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

⑷　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

⑹　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

⑽　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

⑾　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずるもの

⑷　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

⑹　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑽　⑷から⑹までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6)　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7)　産業廃棄物の積込み及び積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）第１４条第１項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：「汚泥」、「廃油」、「廃酸」及び「廃アルカリ」）を受けている者であって、次のア又はイに該当するものであること。

ア　産業廃棄物の処分を行う区域を管轄する都道府県知事から、廃棄物処理法第１４条第６項の規定による産業廃棄物処分業の許可（品目：「汚泥」、「廃油」、「廃酸」、「廃アルカリ」）を受けている者（以下「処分業者」という。）

イ　処分業者と業務提携を行っている者

(8)　令和８年度大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（取扱業務として「廃棄物収集運搬・処理」を希望している者に限る。）であること。

(9)　過去５年間（令和３年４月１日から令和８年３月３１日までをいう。）に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体との間で、本件と種類をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらを全て履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

３　入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1)　受付期間

ア　持参による申請の場合　令和８年１０月２９日(木)から同年１１月１１日(水)まで(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第６７号)第１条に規定する市の休日を除く。)の午前９時から午後５時まで

イ　郵送による申請の場合　令和８年１０月２９日(木)から同年１１月１１日(水)まで

(2)　受付場所及び郵送先

〒５２０－００３７

大津市御陵町３番１号

大津市教育委員会事務局学校教育課（大津市役所別館２階）

電話０７７－５２８－２６１７

(3)　方法等

前号の受付場所に持参又は郵送により提出することとし、第１号の受付期間に必着とする。ただし、郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、同号イの受付期間に、前号の郵送先に到着するように郵送しなければならない。なお、郵送費を含め書類の作成に係る費用は、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

４　契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町３番１号

大津市教育委員会事務局学校教育課（電話０７７－５２８－２６１７）

５　競争入札の日時及び場所

(1)　入札方法　郵便入札

(2)　郵送方法　一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、これら以外の方法による郵送及び持参、電報、電子メール、ファックス等による提出は認めない。

(3)　入札書等の郵送先　〒５２０－００３７　大津市御陵町３番１号

大津市役所内郵便局留

大津市教育委員会事務局学校教育課宛て

(4)　入札書等の到達期限　令和８年１１月２０日（金）

(5)　入札（開札）日時　令和８年１１月２４日（火）午前１０時

(6)　入札（開札）場所　大津市御陵町３番１号　大津市役所別館２階委員会室１

6　入札保証金に関する事項

規則第５条による。

7　入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　規則第１３条各号のいずれかに該当する入札

(2)　鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

(3)　一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

(4)　持参、宅配便等で学校教育課に直接提出された入札

(5)　第５項第４号の到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札

(6)　大津市役所内郵便局において学校教育課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札

(7)　入札書又は見積内訳書が同封されていない入札

(8)　１枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札

(9)　入札書に記名押印がない入札

(10) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札

(11) 入札書に委託業務名のない又は記載された委託業務名に誤りのある入札

(12) 封筒に記載された委託業務名と入札書等に記載された委託業務名が相違する入札

(13) 封筒に記載された入札書の所在地、商号、名称又は代表職氏名が、入札書等に記載されたものと相違するとき。

(14) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(15) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。

8　その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり